

報告第30号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 152,746円

2 賠償の相手方

所在地 *****

名称 *****

代表者の職及び氏名 *****

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和7年8月9日午後2時19分頃

(2) 事故発生場所 埼玉県入間郡三芳町大字上富2047番地1付近

(3) 事故の内容 相手方車両が事故発生場所付近の店舗の駐車場から市道に進入しようとした際、側溝の蓋が跳ね上がり、同車両下に接触した。

(4) 被害の程度 相手方車両のタンク部のへこみ

令和7年10月23日

ふじみ野市長 高 畑 博